

諮問番号：平成30年度諮問第20号

答申番号：平成30年度答申第19号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、平成29年7月6日付け生活保護費返還処分に係る請求は却下されるべきであり、その余の請求は棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 労働者災害補償保険法に基づく給付のうち、保険給付額に係る収入認定は正当だが、特別支給金額は療養に要した費用に充てるものであり、自立更生のためのものであるから、収入認定は不当である。

(2) 請求人のうち長男の足の怪我に関して、リハビリに要する光熱水費が増となっているほか、車椅子のレンタル費用、四点杖、アイシングパック及び風呂用介助椅子の購入費用等、自立更生に当たる部分があり、そのことを事前に相談したにもかかわらず、控除されないのは不当である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 平成29年7月6日付け生活保護費返還処分（以下「原処分1」という。）に係る請求は、処分があったことを知った日の翌日から3か月後に行われたことが明らかであることから不適法である。

(2) 平成29年7月24日付け生活保護費返還処分（以下「原処分2」という。）に係る請求は、請求人から自立更生に係る経費として事前に相談を受けていた費用は交通費のみであり、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情も見当たらないことから控除をする合理的な理由がない。

(3) 以上のとおり、原処分1に係る請求は却下されるべきであり、原処分2に係る請求は原処分2に違法又は不当な点はないため棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、いずれも生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 原処分1に係る請求は、審査請求期間を徒過してなされたものであるから、不適法なものとして却下を免れない。

3 請求人は、労働者災害補償保険法に基づく給付のうち、保険給付額に係る収入認定は正当だが、特別支給金額は療養に要した費用に充てるものであり、自立更生のためのものであると主張する。

しかしながら、法第63条の返還は、処理基準上原則として保護費の全額とし、被保護者の自立更生を著しく阻害する場合にこれを控除する取扱いとされているところ、労働者災害補償保険法に基づく特別支給金額は、被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護等のために保険給付額を基礎として上積み給付を行うものであるから、この特別支給金額が専ら被災労働者の自立更生を目的とした給付であるという請求人の主張は採用することができない。

また、請求人のうち長男の足の怪我に関して、リハビリに要する光熱水費のほか、車椅子のレンタル費用、四点杖、アイシングパック及び風呂用介助椅子の購入費用等、自立更生のための費用があり、処分庁に事前に相談したにもかかわらず、控除されないのは不当であるとの主張については、光熱水費が怪我の前後で相当程度増加したことを示す客観的証拠はなく、車椅子等の用具の必要性については、請求人から主治医に対する要否の確認及び経費の妥当性に関する客観的証拠の提出もない。さらに、処分庁に事前に相談を行ったとする客観的事実も認められず、請求人からの挙証もない。よって、請求人の主張する費用が自立更生費に当たると判断することはできず、請求人の主張は採用することができない。

4 以上のとおり、原処分2は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求のうち原処分2に係る請求は、棄却されるべきである。また、本件審査請求のうち原処分1に係る請求は不適法であるから、却下されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年8月23日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、被保護者が資力を得た際には、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額が法第63条による返還対象となるものの、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立更生を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して差し支えないとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、処理基準に従い、労働者災害補償保険法に基づく補償給付を請求人の収入と認定し、交通費1,000円を必要経費として控除した額を過支給額として返還を求めているものと認められる。そして、本件の事実関係からは、他に自立更生の費用として控除すべきものがある特段の事情はうかがわれないから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということとはできない。

この点、請求人は、労働者災害補償保険法に基づく給付のうち特別支給金額は療養に要した費用に充てるものであり、自立更生のためのものであるから、収入認定は不当であると主張するが、同法に基づく給付のうち、保険給付額と特別支給金額の支給目的に特段の差異は設けられておらず、特別支給金額は保険給付額を基礎としてその上積み給付を行うものと認められ、かつ、保護受給期間中に受領した金銭は法第63条による返還の対象となるのは制度上当然に予定されていることから、かかる主張を採用することはできない。

さらに、請求人は、長男の足の怪我に関して、光熱水費のほか、車椅子のレンタル費用、四点杖、アイシングパック及び風呂用介助椅子の購入費用等について自立更生に当たる部分があり、そのことを事前に相談したにもかかわらず、控除されないのは不当であると主張するが、これらを認めるに足りる客観的な証拠はなく、請求人からの挙証もないから、請求人の主張を採用することはできない。

なお、本件審査請求のうち、平成29年7月6日付け生活保護費返還処分に係る請求は、審査請求期間を経過してなされ、また、期間を経過したことに正当な理由があるとは認められないから、不適法である。

したがって、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求のうち、平成29年7月6日付け生活保護費返還処分に係る請求を却下し、その余の請求を棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委 員 (会長) 岸 本 太 樹

委 員 中 原 猛

委 員 八 代 眞 由 美